

# 障害福祉分野の人材確保について

# 資料目次

- 1. 障害福祉施策の動向.....(P.2)
  - (1) 障害者の数
  - (2) 障害福祉施策の歴史
  - (3) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要
  - (4) 障害福祉サービスの実利用者数の推移
  - (5) 施設入所者の地域生活への移行
  - (6) 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ
- 2. 障害福祉サービス等従事者をとりまく状況.....(P.9)
  - (1) 障害福祉従事者の処遇改善を取り巻く状況
  - (2) 障害者自立支援法施行以降の障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移（推計値）
  - (3) 福祉・介護職員の処遇改善についてのこれまでの取組
  - (4) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算について
  - (5) 平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要
- 3. 障害福祉サービス等従事者確保における論点.....(P.24)
  - (1) 障害福祉サービス等従事者確保における論点

## 1. 障害福祉施策の動向

2. 障害福祉サービス等従事者を取りまく状況

3. 障害福祉サービス等従事者確保における論点

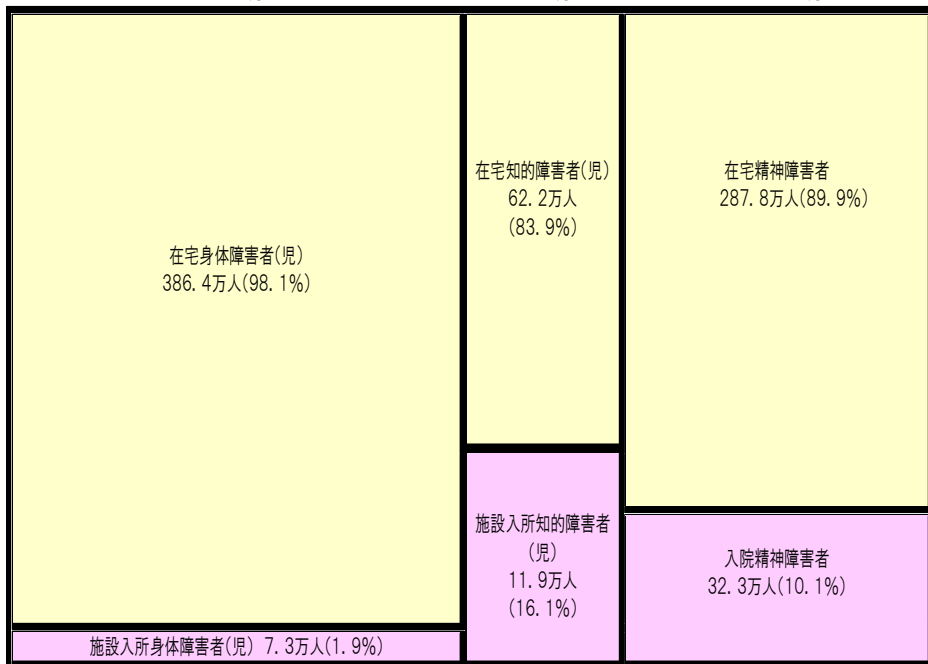
# 障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

## (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち在宅 736.4万人(93.5%)  
 うち施設入所 51.5万人(6.5%)

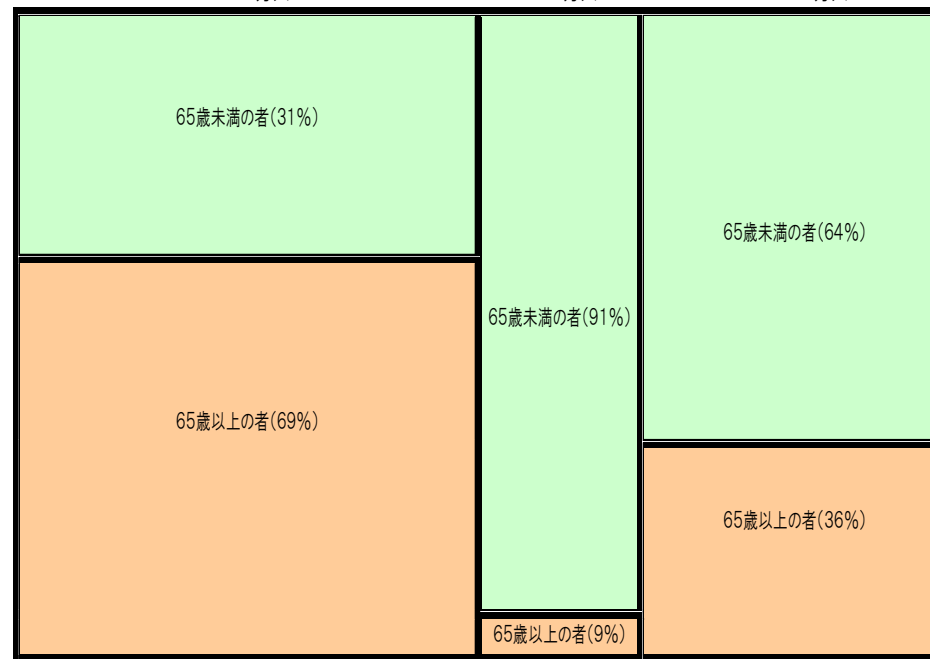
身体障害者(児) 393.7万人  
 知的障害者(児) 74.1万人  
 精神障害者 320.1万人



## (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち65歳未満 50%  
 うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人  
 知的障害者(児) 74.1万人  
 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

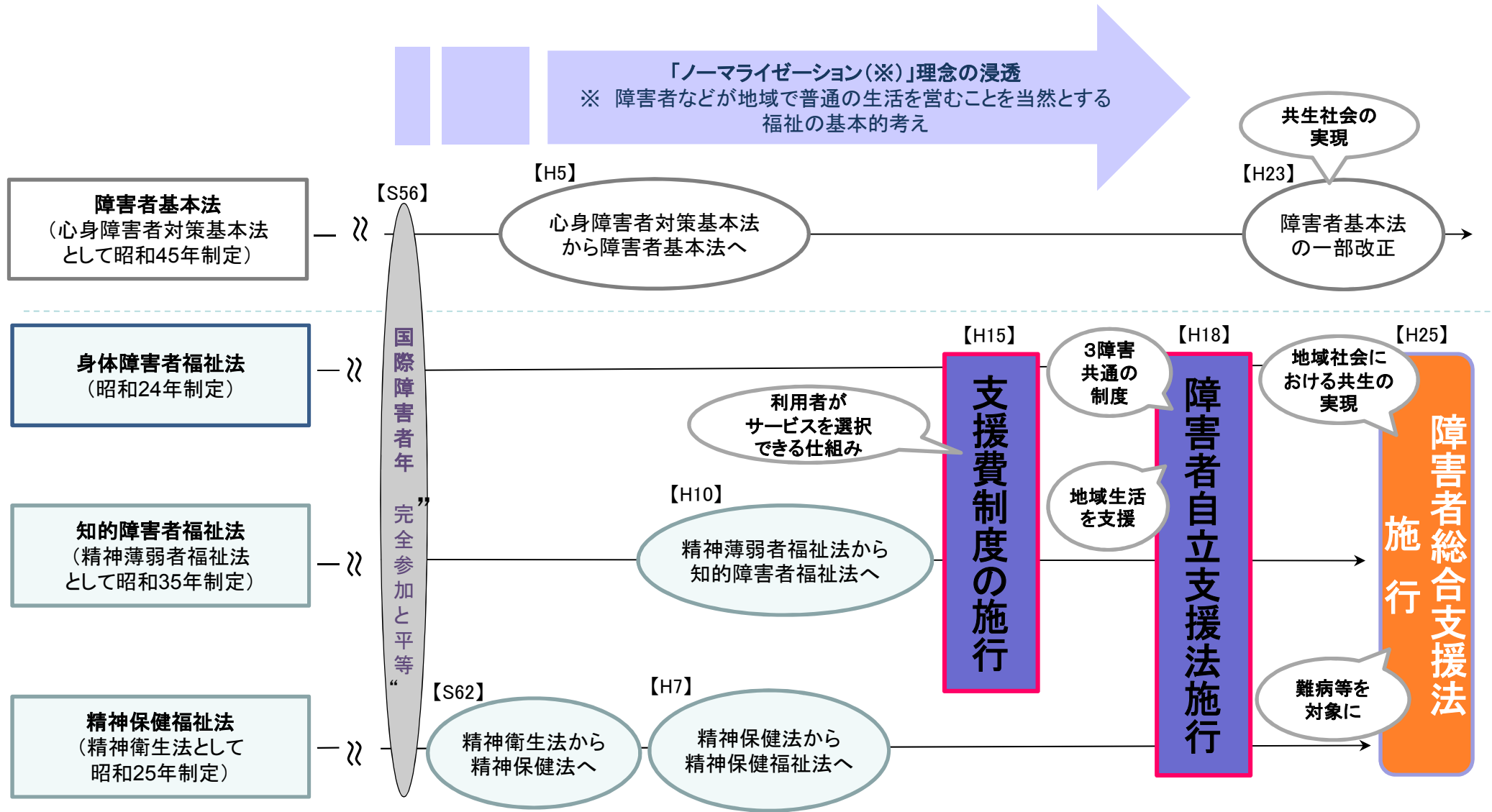
※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 障害福祉施策の歴史



# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

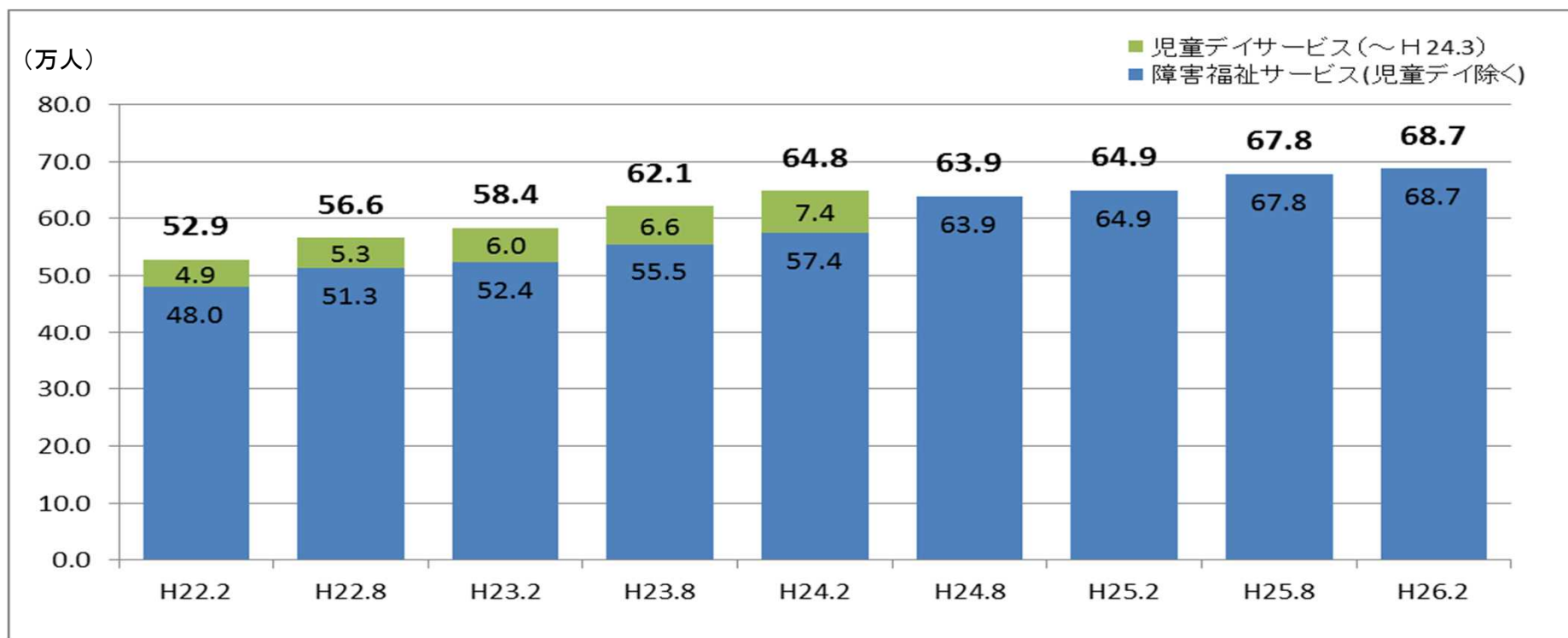
- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

1(4)

## 障害福祉サービスの実利用者数の推移

- 平成25年2月から平成26年2月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で5.9%増加している。
- 一方、精神障害者の利用者数は12.7%の増加となっている。



平成25年2月→平成26年2月の伸び率(年率)..... 5.9%

このうち 身体障害者の伸び率..... 3.7%  
 知的障害者の伸び率..... 4.4%  
 精神障害者の伸び率..... 12.7%

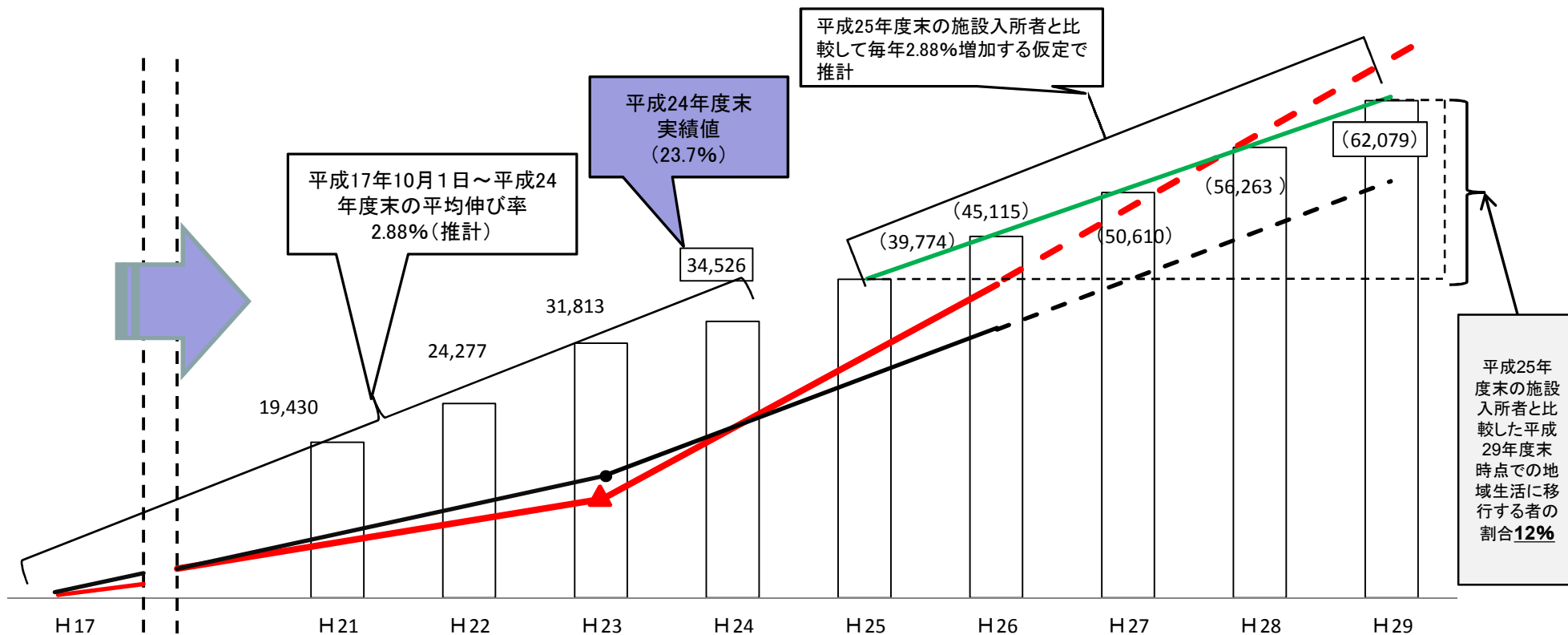
(26年2月の利用者数)

身体障害者..... 19.7万人  
 知的障害者..... 33.2万人  
 精神障害者..... 14.2万人  
 難病等対象者... 0.07万人(699人)

【出典】国保連データ

# 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1~4期障害福祉計画)

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)
基本方針	10% (平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末~29年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	—

□ 地域生活に移行する者の数  
 —▲— 基本指針(現行)  
 —●— 都道府県計画目標値

・平成21~23年度は10月1日数値、24年度は25年3月末数値、25年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)



# 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約**788万人**中、18歳～64歳の在宅者数、約**324万人**

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への  
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約**27.7%** 障害福祉サービスの利用が約**61.4%**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間**1.3%(H15) → 3.7%(H24)**  
※就労移行支援からは**20.2%(H24)**

地域  
生活

### 障害福祉サービス

・就労移行支援	約 2.3万人
・就労継続支援A型	約 2.4万人
・就労継続支援B型	約16.0万人

(平成24年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)  
地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス  
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
<b>7,717人/H24</b>	<b>6.0倍</b>

企業等

雇用者数  
約**40.9万人**  
(平成25年6月1日時点)  
\*50人以上企業

(平成25年度)

ハローワークからの  
紹介就職件数  
**77,833人**

(平成25年度)



## 特別支援学校

卒業生19,439人/年 (平成25年3月卒)

1. 障害福祉施策の動向

2. 障害福祉サービス等従事者を取りまく状況

3. 障害福祉サービス等従事者確保における論点

## 障害福祉従事者の処遇改善を取り巻く状況

- 福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、福祉・介護職員は、勤続年数が短く、その処遇を改善するために以下のような法律の制定や附帯決議がなされている状況にある。

※平均賃金 産業計:324.0千円／社会保険・社会福祉・介護事業 238.4千円

※平均勤続年数 産業計:11.9年／社会保険・社会福祉・介護事業 7.1年

【出典】厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 附帯決議  
(法律第83号、閣法、平成26年6月25日 公布)

介護・障害福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。

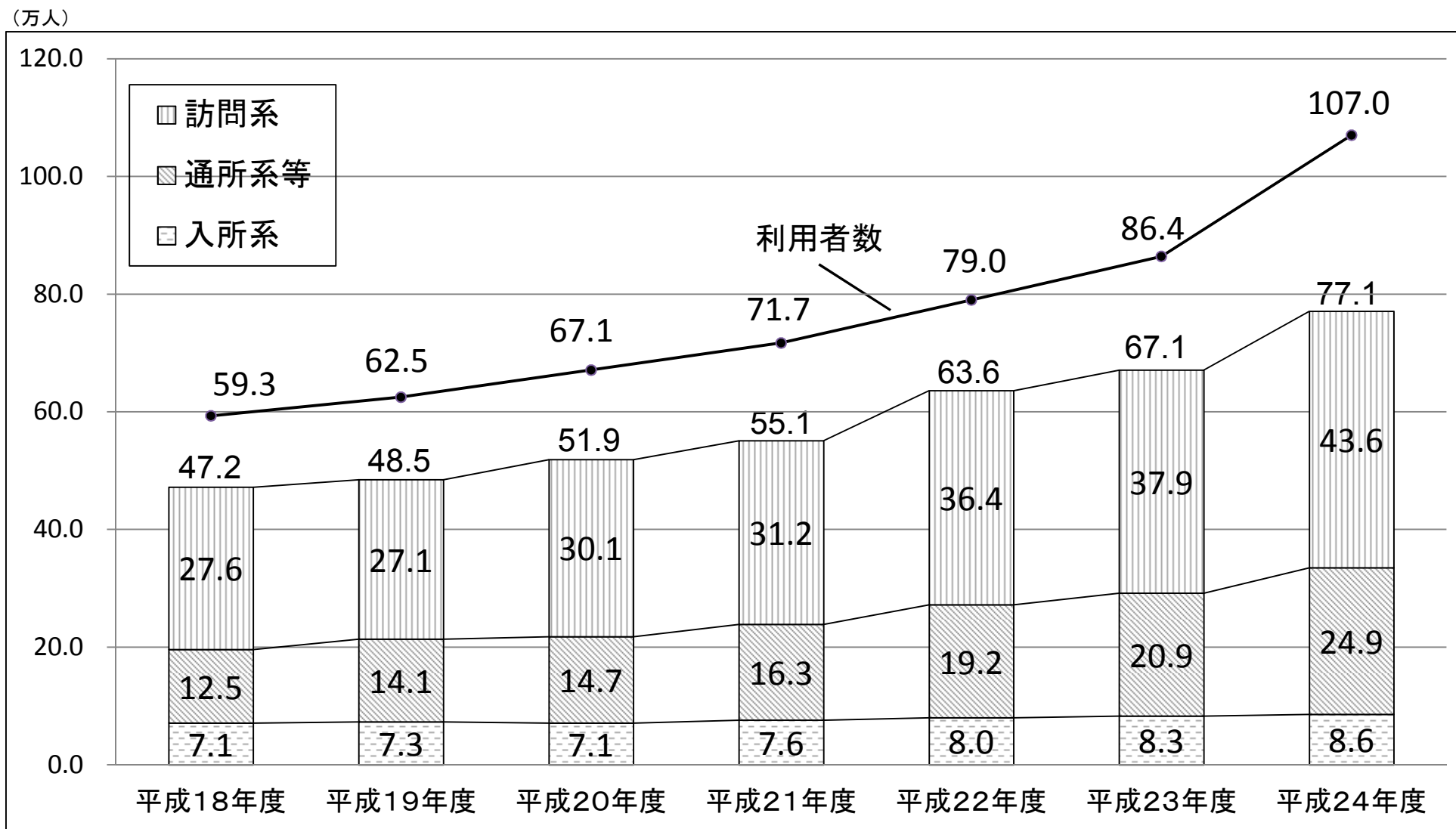
- 介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律  
(法律第97号、議法、平成26年6月27 公布)

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下「介護・障害福祉従事者」という。)が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律 附帯決議  
(法律第97号、議法、平成26年6月27 公布)

- 一 介護・障害福祉従業者の処遇の改善に資するための施策については、賃金の改善はもとより、キャリアパスの確立、労働環境の改善、人材の参入及び定着の促進等、人材確保のために有効な措置を含め、幅広く検討すること。
- 二 介護・障害福祉従業者の賃金水準を検討するに当たっては、その処遇及び労働環境等について、正確な実態把握に努めること。
- 三 今後増大する介護の需要に対応するに当たっては、介護従事者の安定的な人数の確保と併せて、人材の質の確保に努めること。

## 2(2) 障害者自立支援法施行以降の障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移（推計値）



注1) 各年度の数字は、「社会福祉施設等調査」のデータを基に、厚生労働省(障害保健福祉部)にて補正し推計したもの。平成20年度までの施設の従事者数及び利用者数についてはほぼ100%の回収率のため補正はしていない。※補正の考え方:回収率による割り戻し。

注2) 従事者数及び利用者数は各年度の10月1日現在の数値である。

注3) 従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。

注4) 各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度により位置付けの異なる移動支援(外出介護・同行援護)は、年度比較に支障が出るため含めていない。

**① 平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +5.1%改定**

⇒ 福祉・介護従事者の人材確保・処遇改善等を図る。

**② 平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金（補正予算）**

⇒ 平成21年度補正予算（平成21年4月の経済危機対策）において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援を行うための措置を講じた。

**③ 平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +2.0%改定**

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続。

併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「福祉・介護職員処遇改善特別加算」を創設。

## 2(4) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算について

### 1. 加算の種類

#### ○ 福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、必須要件を満たし、かつ、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす場合。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、必須要件を満たし、かつ、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれかを満たす場合。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、必須要件を満たす場合  
キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない場合。

#### ○ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

### 2. 加算の単位数

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：総単位数 × サービス別加算率

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：総単位数 × サービス別加算率 × 0.9

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：総単位数 × サービス別加算率 × 0.8

福祉・介護職員処遇改善特別加算：総単位数 × サービス別加算率 × 1/3

### 3. 加算の算定要件

#### I 必須要件（（1）、（2）及び（3）のいずれも満たすこと。）

(1) 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(2) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。

(3) 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適正に行われていること。

#### II キャリアパス要件

(1) 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること

(2) 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること

(3) (1)、(2)の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知していること。

※ 上記によりがたい場合は、その旨をすべての福祉・介護職員に周知した上で、福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めていること

#### III 定量的要件

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

## ○ 調査の目的

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定で創設された福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算について、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているか検証するための調査を行い、当該検証結果を踏まえ、次回改定時のその取扱いについて検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

## ○ 調査日

平成25年10月

## ○ 調査の対象

障害者支援施設（施設入所支援）、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者

	母集団 ①	調査対象数 ②	回収数 ③	回収率(%) ③÷②	休止・廃止 ④	有効回答数 ⑤ (③-④)
合計	96,485	14,267	9,381	65.8%	2,869	6,512

## ○ 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出状況

平成25年度に処遇改善加算の届出をしている施設・事業所は74.1%、  
処遇改善特別加算の届出をしている施設・事業所は2.9%、  
届出をしていない施設・事業所は23.1%となっている。

	施設 ・ 事業所数	平成25年度に 処遇改善加算 の届出をしている	平成25年度に 処遇改善特別加算 の届出をしている	平成25年度に 届出を していない
全体	6,447	74.1%	2.9%	23.1%
訪問系サービス	1,266	76.5%	2.4%	21.1%
日中活動系サービス	2,762	75.3%	3.1%	21.6%
グループホーム・ ケアホーム	769	73.9%	3.5%	22.6%
入所施設	472	89.0%	4.0%	7.0%
障害児入所施設	319	63.0%	3.4%	33.5%
障害児通所支援	859	62.7%	1.3%	36.0%

※ 無回答の施設・事業所は含まれない。



## ○ 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出状況(種類別)

福祉・介護職員処遇改善加算の届出状況を見ると、「処遇改善加算（Ⅰ）」が95.4%と高くなっている。

	施設 ・ 事業所数	処遇改善加算 (Ⅰ)	処遇改善加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅲ)
全体	4,680	95.4%	2.8%	1.8%
訪問系サービス	950	94.7%	3.5%	1.8%
日中活動系サービス	2,036	95.2%	2.9%	1.8%
グループホーム・ケアホーム	560	94.6%	3.2%	2.1%
入所施設	414	95.9%	1.7%	2.4%
障害児入所施設	197	97.0%	2.0%	1.0%
障害児通所支援	523	97.1%	1.9%	1.0%

※ 無回答の施設・事業所は含まれない。

## ○ 障害福祉サービス等従事者の給与等の状況

平成25年4月1日から平成25年9月30日の間の給与等の状況をみると、「給与等を引き上げた」が64.5%と高くなっている。

	施設 ・ 事業所数	給与等 を引き上げた	1年以内に 引き上げる 予定	1年以内に 引き上げる 予定はなし	給与等 を引き下げた	その他
全体	6,186	64.5%	8.6%	22.4%	1.3%	3.2%
訪問系サービス	1,201	51.9%	9.5%	35.8%	0.3%	2.5%
日中活動系サービス	2,675	69.2%	8.7%	17.5%	1.3%	3.2%
グループホーム・ ケアホーム	739	62.9%	8.0%	26.7%	0.3%	2.2%
入所施設	464	79.5%	6.9%	11.9%	0.6%	1.1%
障害児入所施設	309	58.6%	8.4%	20.4%	3.6%	9.1%
障害児通所支援	798	62.5%	8.1%	21.8%	3.5%	4.0%

※ 無回答の施設・事業所は含まれない。

## ○ 給与等の引き上げの実施方法

平成25年4月1日から平成25年9月30日間の障害福祉サービス等従事者の給与等の引き上げの実施方法をみると、「定期昇給を実施」が76.8%と高くなっている。

(複数回答)

	施設 ・ 事業所数	定期昇給以 外の賃金水 準を引き上 げ	定期昇給を実 施	凍結または 減額してい た定期昇給 を再開	各種手当を引 き上げまたは 新設	一時金の支 給金額を引 き上げまた は新設	その他
全体	3,989	16.5%	76.8%	0.6%	18.8%	20.6%	2.0%
訪問系サービス	623	19.4%	60.7%	0.5%	28.9%	26.3%	3.0%
日中活動系サービス	1,852	16.4%	80.1%	0.6%	17.0%	18.5%	1.7%
グループホーム・ ケアホーム	465	17.6%	73.1%	1.1%	19.1%	21.3%	0.9%
入所施設	369	8.1%	90.8%	0.3%	14.9%	20.6%	1.1%
障害児入所施設	181	12.2%	85.1%	0.6%	17.1%	11.0%	3.9%
障害児通所支援	499	20.4%	75.2%	0.2%	16.2%	24.0%	2.6%

## ○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況

平成25年に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における処遇改善加算対象職員の平均給与額をみると、全体では258,044円、常勤の者では290,646円、非常勤の者では176,465円となっている。

平成24年9月と平成25年9月を比較すると、全体では7,375円の増、常勤の者では9,637円、非常勤の者では1,715円の増となっている。

	平成25年9月	平成24年9月	差 (平成25年－平成24年)
処遇改善加算対象職員	258,044円	250,669円	7,375円
常勤の者	290,646円	281,009円	9,637円
非常勤の者	176,465円	174,750円	1,715円

注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。

注2) 平成24年と平成25年ともに在籍し、かつ、雇用形態（常勤・非常勤）が変わっていない者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は、基本給＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）を常勤換算により算出。

## ○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況

平成25年度に福祉・介護職員処遇改善加算を届出した施設・事業所における処遇改善加算対象職員の平均給与額は258,044円で、平成24年9月と平成25年9月を比較すると7,375円の増となっている。

また、福祉・介護職員処遇改善加算の対象外である処遇改善加算対象職員以外の職種についても、7,947円から13,586円の増となっている。

	平成25年9月	平成24年9月	差 (平成25年－平成24年)	伸び率
処遇改善加算対象職員	258,044円	250,669円	7,375円	2.9%
看護職員	365,846円	357,798円	8,048円	2.2%
理学療法士・作業療法士	381,085円	373,138円	7,947円	2.1%
相談支援専門員	359,121円	345,535円	13,586円	3.9%
サービス管理責任者	358,432円	348,725円	9,707円	2.8%

注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。

注2) 平成24年と平成25年ともに在籍し、かつ、雇用形態（常勤・非常勤）が変わっていない者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は、基本給＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）を常勤換算により算出。

## ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（処遇全般）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（処遇全般）をみると、「職員の増員による業務負担の軽減」で「改善あり（予定）」の割合が高くなっている。

	施設 ・ 事業所数 (無回答を 含む)	改善あり（予定）				改善なし		
		合計	従来より 実施、 今回更に 充実	従来 実施してい ないが今回 新たに実施	従来及び今 回 実施してい ないが今後 実施予定	合計	従来より 実施、 今回内容等 の変更なし	従来及び 今回 実施して おらず、 今後も 予定なし
職員の増員による業務負担の軽減	6,512	28.5%	15.4%	5.8%	7.2%	62.5%	46.5%	16.0%
夜勤の見直しや有給休暇の 取得促進等の労働条件の改善	6,512	18.5%	6.8%	2.6%	9.1%	70.4%	53.7%	16.7%
能力や仕事ぶりの評価と 配置・処遇への反映	6,512	22.6%	8.1%	2.6%	11.9%	67.4%	53.7%	13.7%
昇給または昇進・昇格要件の 明確化	6,512	21.0%	6.2%	1.9%	13.0%	68.5%	55.1%	13.4%
非正規職員から正規職員への 転換機会の確保	6,512	20.5%	9.7%	2.8%	8.1%	70.1%	53.1%	17.0%
賃金体系等の人事制度の整備	6,512	22.4%	7.0%	2.3%	13.2%	67.4%	52.9%	14.5%

## ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（教育・研修）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（教育・研修）をみると、  
「資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大」で  
 「改善あり（予定）」の割合が高くなっている。

	施設 ・ 事業所数 (無回答を 含む)	改善あり（予定）				改善なし		
		合計	従来より 実施、 今回更に 充実	従来 実施してい ないが今回 新たに実施	従来及び今 回 実施してい ないが今後 実施予定	合計	従来より 実施、 今回内容等 の変更なし	従来及び 今回 実施して おらず、 今後も 予定なし
資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	6,512	24.2%	17.3%	2.2%	4.7%	67.8%	64.5%	3.3%
資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担	6,512	17.8%	12.0%	1.9%	3.9%	73.8%	68.2%	5.6%
部下指導を管理職等の役割として明確化	6,512	19.5%	6.6%	2.4%	10.5%	70.0%	59.7%	10.3%
新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	6,512	21.4%	5.2%	2.7%	13.5%	68.0%	46.4%	21.6%

## ○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（職場環境）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（職場環境）をみると、  
「腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実」で  
 「改善あり（予定）」の割合が高くなっている。

	施設 ・ 事業所数 (無回答 を含む)	改善あり（予定）				改善なし		
		合計	従来より 実施、 今回更に 充実	従来 実施してい ないが今回 新たに実施	従来及び今 回 実施してい ないが今後 実施予定	合計	従来より 実施、 今回内容等 の変更なし	従来及び 今回 実施して おらず、 今後も 予定なし
職員会議、定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	6,512	19.2%	16.1%	1.4%	1.7%	73.2%	72.0%	1.2%
仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	6,512	20.1%	7.5%	2.1%	10.4%	69.9%	60.8%	9.1%
腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	6,512	25.4%	7.3%	3.4%	14.7%	64.9%	54.4%	10.5%
出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	6,512	17.4%	7.4%	1.9%	8.1%	72.6%	63.6%	9.1%
事故やトラブルへの対応体制の整備	6,512	19.9%	10.5%	2.0%	7.3%	70.8%	67.9%	2.9%



1. 障害福祉施策の動向

2. 障害福祉サービス等従事者を取りまく状況

3. 障害福祉サービス等従事者確保における論点

- 当面の間利用者数の伸びが見込まれる中で、高齢者と同様、障害児・者に対する障害福祉サービス等の需要の拡大が予測されることから、介護分野と同様に、しっかりと人材確保策を講じていく必要があるのではないか。
- 障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材確保が必要なのではないか。
- 求職者にとって、これまで障害児・者との接点が少なく、障害児・者の支援という仕事のイメージが湧かないのではないか。
- 就労支援を含む様々な支援を通じて、障害者が自らの能力を十分に発揮できる社会参加の活動の一つとして、福祉・介護サービス分野への参入・参画を促進すべきではないか。